

令和2年

第18回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和2年10月30日（金）
開会 15時04分 閉会16時23分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について
- (2) 福岡県人事委員会勧告について

2 その他

- (1) 9月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博

2 欠席者

委員：久保竜二

3 出席職員

副教育長 木原茂、教育監 寺崎雅巳、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 日高公德、総務企画課長 松永一雄、財務課長 後藤元、
教職員課長 田中直喜、施設課長 池松峰男、高校教育課長 井手優二、
義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、
人権・同和教育課長 中山克利、体育スポーツ健康課長 鶴英樹、
社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

本日は久保委員が所用により欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第18回教育委員会議臨時会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配布

された傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認します。本日の議題の中で、非公開で

審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、公開にてその他（１）、報告（１）、（２）の順で実施することといたします。

それではまず、その他（１）「９月定例県議会について」を、木原副教育長、お願いします。

○その他（１） ９月定例県議会について

【木原副教育長】

本年９月１０日から１０月１４日まで開催されました令和２年９月定例県議会の教育委員会答弁要旨について説明をさせていただきます。

<木原副教育長が資料に沿って説明>

【木原副教育長】

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

２ページの④ICT教育についての答弁の中で、予習として活用する反転学習ということがあります。実際に活用されているのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

県全体でみますと１人１台端末についてはこれから配備されていくこととなりますので、今後このような活用が想定されるという意味で答弁をさせていただいております。一方、先進的に取り組んでいる地域では、事前に授業の動画を見て実際の授業に臨むことで理解がスムーズになったという報告はあっております。

【堤委員】

１０ページの⑦民間オンライン学習支援サービスについてですが、これは導入する

にはお金がかかると思いますが、予算をどのように立て、どの学校が導入するかはこちらから指名などするのでしょうか。

もう1点ですが、一人一人の習熟度に応じた問題が自動的に提示されるというものは私もテレビで見て、塾などが行っていてすばらしいと思いました。一方でこれを導入している学校とそうではない学校では差が生じてしまうように思いますが、その点での公平感などはどのようにお考えでしょうか。

【井手高校教育課長】

県立高校の現状を申し上げます。県教委で予算を立てて一律に民間の学習サービスを導入しているというわけではございません。各学校の独自の取組ということで取り入れられております。具体的にはベネッセコーポレーションの「Classi」というサービスがございます。クラウドを介して教師と生徒がコミュニケーションを図ったり、課題を出したり、メールでやりとりしたり、あるいは会社が出している問題を解いたり、生徒はそれをスマホやタブレット等で行っているというサービスがあります。そのサービスを導入している学校が県立高校94校のうち30校程度一人当たり年間3,000円から4,000円の間で導入されています。

【堤委員】

そのお金はどうしているのですか。

【井手高校教育課長】

お金は各校の校納金の教材費として徴収しており、自己負担という形になります。

【塚田義務教育課長】

続けて、小中学校の説明をさせていただきます。このような民間の学習支援システムを導入するかの判断は設置者であります各市町村教育委員会が行います。一部の市町村では先ほど説明したものと同様の小中学生向けのアプリを導入しているところもございます。その場合の費用は市町村の負担で行っております。

【堤委員】

もう1点よろしいでしょうか。12ページのヤングケアラーについてです。私はこのような言葉を知りませんでしたので伺いたいのですが、実態としてはどのくらいいるのかということなどは把握されているのでしょうか。これからでしょうか。

【塚田義務教育課長】

これは新しい概念でございまして、これまでは家のお手伝いをよくする子というこ

とで考えられておりましたが、その一方で親が不在の時間に弟や妹の面倒をみたり、親などの介護をしたりすることで、その子本人の学習の権利や機会が疎かになっているのではないかという考え方です。虐待の場合は通報などがありますが、ヤングケアラーの場合は、子ども自身も家庭の中では当然のことと思って声を上げなかったり、学校も家庭内のことで把握しづらかったりするため外から実態が把握しづらいということは指摘されております。そのため今後実態をしっかりと把握しなければいけないといわれている分野でございます。

今回の質疑の中でも議論となりましたが、学校の先生が子どもたちの様子を毎日見ており、洋服が洗濯されているか、お風呂に毎日入れている様子か、宿題が提出できているかなど端緒にして、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどの専門家に入っていただくことで福祉的なケアをしっかりとしていこうという問題提起をいただいた質問と認識しております。

今後は学校としてもこのような課題があることを意識した上で生徒指導など日々の生徒観察にあったっていくことが重要と認識しておりますので各種研修会などで周知していきたいと考えております。

【木下委員】

5 ページ④では1人1台端末が小中学校に今年度中に配備されるということですが、高校も同様と以前伺いました。これらの機器はいずれ古くなり、買い替えなければいけなくなるとは思います。何年間ぐらいでの更新を想定されているのでしょうか。

【池松施設課長】

オンライン授業の環境整備についてですが、高等学校については自分のスマホ等を活用するなどしての環境整備は整っておりますが、端末の配布については本年度と来年度の2カ年で計画をしております。

耐年数についてですが、県立学校の場合はリースを予定しており、5年で更新と考えております。また、市町村の場合は各市町村によりますが概ね5年、6年程度で更新していくのではないかと考えております。ただ、県も市町村もその更新時の費用をどのように捻出するのかということが課題になりますが、この点については国等に費用を負担してもらうよう要望をしているところでございます。

【前田委員】

2点伺います。1点目はICTについてですが、各市町村で予算の都合で配備の状況など進捗が異なると思います。3ページ⑤にあるとおり、推進する計画を検討しているということですが、ある市では4年計画を立てており、それに沿って先生たちも

準備をしていく一方で、先生は異動がありますので、異動した先ではまた違う状況になっているということや、中心となっている先生が異動になったことで計画の進捗が変わってしまうということが生じてしまうのではないかと考えておりますがどのようにお考えでしょうか。

2点目は先ほどもありました12ページのヤングケアラーについてです。この定義については非常に難しいと思います。お手伝いの一環として行っている子、核家族の子、兄弟が多い子など様々な家庭環境があるなかで定義づけをどのようにするのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

まずはICTについてです。委員御指摘のとおり、現在各市町村の進捗にはばらつきがございます。ばらついているというのは、ハード面の整備については先ほどの説明のとおり本年度の補正予算により来年3月末までに揃うという状況なのですが、それを活用できるのかという点については、ばらつきがあると考えております。県内でも、うきは市や田川市などは全国的な団体にもICTの先進地域と認定されており、かなり活用が進んでいます。一方、市町村としての推進計画のようなものがなく、今から作成するというところもあります。県教育委員会としてはこれからの学習をしていく上ではICTをうまく使いこなせるのかということは、学力定着はもちろんのこと、探求力など発展の意味でも大切だと思いますので、県が推進計画のモデルを示し参考にしていただくことで各市町村にも検討いただきたいと考えております。今後は計画を示すだけでなく各市町村の担当者を集めた研修会や質疑応答の場を設けるなど機会均等を図っていきたいと考えております。

ヤングケアラーについてですが、おっしゃるとおりどこからがヤングケアラーで、どこまでがお手伝いなのかということや、核家族や大家族でのメリット、デメリットなど様々あると思います。12月を目途に厚生労働省がヤングケアラーについて全国調査を予定していると伺っております。その中でヤングケアラーの定義が示されると思います。学力との関係まで調査されるかはわかりませんが、ヤングケアラーの数など実態は見えてくると思います。

【宮本委員】

4ページ⑦教科担任制についてですが、全国都道府県教育委員会連合会の中での文科省の講演では、現在は英語専科を配置しており当面は増やしていけるようにがんばりますが、いつまでも英語専科に頼らないでくださいということを仰っていました。その一方で教科担任制の導入は矛盾しているように思うのですがどうということなのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

小学校での英語指導が導入された過渡期であることが課題だと考えております。専科に頼らないでくださいという文科省の発言は、教科として英語が入ったので、現在教員養成課程で学んでいる学生たちは英語指導をしっかりと身に付けて採用されてくるから将来的には頼らないでくださいということの意味しているのだと思います。

【田中教職員課長】

本県の実態といたしましては、英語専科は40人本年度配置しております。授業時数や英語の資格など指導する側のハードルがかなり高いものですので、その状況で現在40人という状況です。

教科担任制については、その後に出てきた話であります。英語専科についてはレベルの高い方が先導的に教え、それを全域に広めていくという趣旨で設定されたものですが今回の教科担任制は、ハードルを低くし様々な学校で取り組めるようになる話です。

【城戸教育長】

全体の流れですと、教科担任制の方向に向かうのではないかと思います。他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございますので、本案件については終了させていただきます。続いて報告（1）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について」を塚田義務教育課長、井手高校教育課長お願いします。

○報告（1） 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

【塚田義務教育課長】

資料を御覧ください。

<塚田義務教育課長、井手高校教育課長が資料に沿って説明>

【井手高校教育課長】

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

令和元年度の3月は学校が休校になっていたと思いますが、その時期も含めてこの数字なのでしょう。

【塚田義務教育課長】

本調査は令和2年3月末までを対象とした調査になりますので、3月の休校期間中も含まれています。

【宮本委員】

そうであれば、中学校の暴力行為が大きく減っているように見えますが、あと1カ月学校があつていればここまで大きな減少ではなかったかもしれませんね。

【前田委員】

長期欠席者の不登校が私は気になっています。この調査期間の後の4月、5月にコロナの影響を受けますが、この後の不登校の数が増加しているなどの状況は分かりますか。

【塚田義務教育課長】

本調査での長期欠席の定義が1年間に30日以上欠席をしているものとなっており、現段階で本調査と同じ条件の資料はございません。一方、7月末時点でコロナを理由に欠席をしている人の調査を行っております。それでは、小学校ではそのような児童はいませんでした。中学校では本人の感染不安や家庭に病弱の方がいるなどの保護者の意向で欠席している生徒が8名いらっしゃいました。ただ、臨時休校で、これまで登校できていなかった児童生徒が登校するようになったなどの報告もあります。逆に夏休みが短くなったり、授業のスピードが速くなったりしたことを理由に秋ごろから休むようになったなどの報告もございますので、現時点で趨勢を見極めるのは困難です。

【井手高校教育課長】

県立高校の状況ですが、コロナを理由に30日以上休んだ生徒は30名です。そこまで大きな割合ではございません。全体的な感触といたしましては、各教育事務所には地区担当指導主事を配置しており、その指導主事が学校訪問を行った際の状況では、コロナの影響で欠席者が増えたという感触はないと聞いております。

【堤委員】

暴力行為の件数については、延べ件数と考えてよろしいでしょうか。また、長期欠席者の数については、年間30日以上欠席と先ほど伺いましたが、復帰せずに継続してずっと欠席している人は毎年計上されているという認識でよろしいでしょうか。小中学校であれば、毎年右肩上がりに増加しているということでしょうか。それともこの3年の間に調査基準が変わっているなどということはないのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

暴力行為については延べ件数ですので、例えばA君が暴力行為を3回した場合は3件となります。

不登校については29年度と30年度との間に考え方の変更があり29年度の調査では、資料中では「うち不登校の要因を含むもの」として括弧書きしておりますが、30年度の調査ではこの部分も不登校として広くとらえるということに変更されております。

ただ、不登校の数の長期のトレンドといたしましては、合計の平成30年度から令和元年度を見ていただくと約千人増えておりますが、約1割ずつ増えている現状は全国的にも見られます。

【木下委員】

この調査の対象ではないのですが、児童生徒の自殺者数は統計があるのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

児童生徒が自殺をした場合、市町村教育委員会から県教育委員会へ報告があり、文科省へ報告するようになっております。

令和元年度の全国の状況では小学校が4名、中学校が91名、高校が222名です。

【井手高校教育課長】

県立高校においても自殺者がでた場合は学校から報告があるようになっており、令和元年度、本年度共に0名です。

【宮本委員】

高校生の経済的理由による長期欠席者は3年間0人ですが、今年度はコロナの

影響などでそのような方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

【井手高校教育課長】

現実的には、直接経済的理由により学校に登校できないということは起こりにくいと考えております。校納金が払えないので登校できない、または校納金を納めていないので登校させないということはありませんし、授業料についても無償化がなされておりますので、例えば親の収入減により学校に来られないということはありません。ただ、家庭の経済困窮により心身に影響があり欠席に結び付くことはあると思いますが、その場合は不登校としてカウントされます。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございますので、本案件については終了させていただきます。続いて報告（２）「福岡県人事委員会勧告について」を後藤財務課長お願いします。

○報告（２） 福岡県人事委員会勧告について

【後藤財務課長】

10月15日に本県人事委員会から県議会議長と知事に対して職員の給与に関する報告及び勧告が行われましたので報告させていただきます。資料を御覧ください。

<後藤財務課長が資料に沿って説明>

【後藤財務課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問をお願いします。

【堤委員】

0.05月分と許容範囲の中にある数字なのかもしれませんが、これがもし民間が

1ヵ月分など大きく下がった場合には、やはりその分下がるということもありえるのでしょうか。それとも下限が決まっているのでしょうか。

【後藤財務課長】

最終的には知事が判断することになりますが、基本的には勧告のとおりに改定を行います。私が把握している分ではリーマンショック後の0.35月分というのが最も大き引き下げ月数となっております。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございますので、本案件については終了させていただきます。
本日の会議の案件は以上でございます。これで教育委員会会議を終了いたします。

(16:23)